

個人所得税法改定と関連する Q&A

2018年8月31日の第十三期全人代において、個人所得税法の改定が決定し、2019年1月1日より施行されることが決定した。また、2018年9月7日には財税[2018]98号が発表され、2018年10月1日より、一部の改定が前倒しされることとなった。

個人所得税においては、前回の改定は2011年であり、8年ぶりに変更されることとなる。今回の改定においては、「納税者の定義の変更」「月単位から年度単位への変更」「税率表の改定」「追加控除項目の明確化」など、重要な改定となっている。そのため、駐在員・中国

人従業員ともに影響が生じることが見込まれており、納税額の変化を含め、改定の影響を正しく把握することが必要となる。

本レポートでは改定の内容とともに、改定により発生するであろう課題・問題を記述した。今後、追加の条例や通達が発表されると予測されるが、現時点での判断材料の参考資料としてご利用頂きたい。

(文責:上海納克名南企業管理咨询有限公司
副總經理 税理士 近藤 充)

目次

個人所得税制度改定の概要	2
新グロスアップ税率表	5
支給額別 減税額一覧 (年1回賞与)	6
支給額別 減税額一覧 (グロスアップ計算方式:賞与 夏季2ヶ月 冬季2ヶ月)	7
支給額別 減税額一覧 (グロスアップ計算方式:賞与 夏季0ヶ月 冬季4ヶ月)	8
2018年10月の申告はどのようにすれば良いか?	9
年1回賞与についての特例計算	10
2019年1月から、扶養控除、教育控除は月次で処理するのか?年度確定申告で処理するのか?	11
いきなり全世界所得課税になってしまうのか?	12
手取り契約社員の取り扱い	13
183日の定義 入国日と出国日の取り扱い	14
会社が源泉徴収によって納付する個人所得税の2%が手数料として支払われる?!誰に?増徴税の対象に?	15
日本に滞在する家族の扶養控除・教育控除は認められるか?	16
確定申告義務者は個人?事業主? 年度途中に入社した従業員の確定申告	17
税と社会保険の一体徴収 外注単価が上がるかも?	18
中国の財政は大丈夫なの? 個人所得税徴収、割合、所得の捕捉	19
子女教育費控除できる発票発行でサービス業は商売繁盛? 経理は大変に!	20
【資料一覧】	
【資料1】個人所得税法(2018年第七回改定公布)	21
【資料2】財税[2018]9号「2018年度第4四半期の個人所得税に係る控除費用及び税率の適用に関する通知」	27
【資料3】満5年居住の事例	28
【お問い合わせ先一覧】	29

文書転送の許諾について

1. 本文書について自社及び親会社、顧問の弁護士事務所、会計事務所に対しご自由にご転送頂く事を許諾いたします。
2. またお知り合いの企業様に対して転送頂くことも許諾いたします。但し会計事務所、弁護士事務所、その他コンサルサービスを提供されている方が、出典を明記せず、顧客に対して本文書を転用する事は本許諾対象の範囲には含みません。
3. このレポートはNAC名南のお客様への情報提供サービスの一環であり、この情報のみで、給与額の決定・税務上の判断、意思決定を行う事は避けてください。弊社はこの情報内容に基づく意思決定に対して一切の責任を負いません。
4. 皆様から当問題に関し幅広く、疑問・質問をお受けしております(お問い合わせ先は、最終ページに記載)。

【発行人】上海納克名南企業管理咨询有限公司

〒200020 上海市茂名南路205号瑞金大厦1307号室 TEL:(86-21)5466-9595 FAX:(86-21)5466-0500



個人所得税制度改定の概要

今回の改定において、留意すべき事項は下記のとおり。

- 1) 納税者の定義の変更。
- 2) 月単位から年単位の納税に変更と基礎控除額の変更
- 3) 「総合所得」の導入
- 4) 税率表の改定
- 5) 控除項目に子女教育費、継続教育費、高額医療費、住宅ローン利息又は住宅賃料、高齢者扶養支出を明記。

1) 納税者の定義の変更

旧制度	申告の対象
中国国内に満1年居住する場合	中国国内所得・中国国外所得
中国国内の居住期間が1年未満の場合	中国国内所得



新制度	申告の対象
一納税年度に累計183日以上居住する場合	中国国内所得・中国国外所得
一納税年度に累計183日未満の滞在	中国国内所得

2) 月単位から年単位の納税に変更と基礎控除額の変更

従来は、月単位の納税を基本とし、基礎控除及び税率表も月単位で設定されていた。今回の改定に伴い、基礎控除が年単位の「6万元」へ引き上げられるとともに、税率表も年単位へ変更された。

旧税率

等級	月度個人課税所得額		税率 (%)	速算控除額 (元)
	元超	元以下		
1	~	1,500	3	0
2	1,500	~ 4,500	10	105
3	4,500	~ 9,000	20	555
4	9,000	~ 35,000	25	1,005
5	35,000	~ 55,000	30	2,755
6	55,000	~ 80,000	35	5,505
7	80,000	~	45	13,505



新税率

等級	年度個人課税所得額		税率 (%)	速算控除額 (元)
	元超	元以下		
1	~	36,000	3	0
2	36,000	~ 144,000	10	2,520
3	144,000	~ 300,000	20	16,920
4	300,000	~ 420,000	25	31,920
5	420,000	~ 660,000	30	52,920
6	660,000	~ 960,000	35	85,920
7	960,000	~	45	181,920

基礎控除 6 万元については、月単位では 5,000 元となる。従来は、中国人 3,500 元と外国籍個人 4,800 元の 2 通りとなっていたが、5,000 元に引き上げ、統一される。

3) 「総合所得」の導入

従来は、所得ごとの税額計算が基本であったところ、「総合所得」という概念を導入し、累進課税の適用範囲を拡大した。

	旧	新
賃金・給与所得	3～45%の累進課税	総合所得 3～45%の累進課税
役務報酬所得	20%	
原稿料報酬所得	20%	
特許権使用料所得	20%	
経営所得	5～35%の累進課税	5～35%の累進課税
利息・株式配当・配当所得	20%	20%
財産賃貸所得	20%	20%
財産譲渡所得	20%	20%
一時所得	20%	20%

役務報酬所得に分類される「董事報酬」は、従来の20%課税から、賃金・給与所得同様、累進課税に変更される。

4) 税率表の改定

上記2)のとおり、税率表が年単位に変更された他、所得に対する税率も改定されている。下記の表は旧の税率表と年度単位の新たな税率表を月単位に変更して比較したものである。

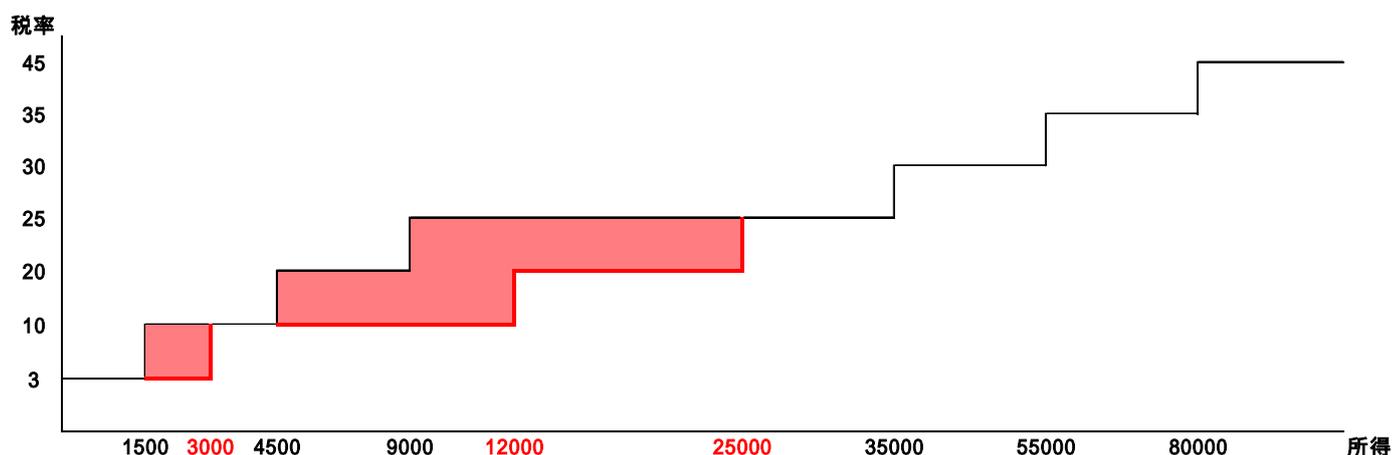
旧税率

等級	月度個人課税所得額		税率 (%)	速算控除額 (元)
	元超	元以下		
1	～	1,500	3	0
2	1,500	～ 4,500	10	105
3	4,500	～ 9,000	20	555
4	9,000	～ 35,000	25	1,005
5	35,000	～ 55,000	30	2,755
6	55,000	～ 80,000	35	5,505
7	80,000	～	45	13,505

新税率(年度を12分割)

等級	月度個人課税所得額		税率 (%)	速算控除額 (元)
	元超	元以下		
1	～	3,000	3	0
2	3,000	～ 12,000	10	210
3	12,000	～ 25,000	20	1,410
4	25,000	～ 35,000	25	2,660
5	35,000	～ 55,000	30	4,410
6	55,000	～ 80,000	35	7,160
7	80,000	～	45	15,160

上記のとおり、「3%適用の上限:1,500 元 3,000 元」「10%適用の上限:4,500 元 12,000 元」「20%適用の上限:9,000 元 25,000 元」へと変更されている。この改定を図示すると下記のとおり。



またこれに伴い、同じ35,000元の課税所得の場合、税率は25%と変わらないが、速算控除額が、1,005元2,660元へと1,655元減税となっている。その為、基礎控除拡大による減税に加え、税率の適用範囲変更による減税(速算控除額拡大に影響)と結果的に幅広い層にとって減税となっている。しかし、従来、年1回賞与の特例計算を利用していた場合、高額所得者においては、最終的に増税となる可能性がある。これについては、後述する。

5)控除項目の追加

個人所得税法 第6条に所得から控除できる項目として、下記の2種類が規定されている。

特別控除項目	基本養老保険・基本医療保険・失業保険等の社会保険費と住宅積立金等
追加控除項目	子女教育費・継続教育費・高額医療費・住宅ローン利息又は住宅賃料・高齢者扶養支出等

社会保険等については、従来から控除されているが、追加控除項目については、今回の改定で、追加された。控除として認められるための要件等については、今後規定されるものと思われる。

新グロスアップ計算税率表

個人所得税部分を会社負担とする、所謂、税額グロスアップ計算方式についても、税率表改定に伴い、税率、速算控除額が変化する為、表を掲載する。

グロスアップ計算式

月度税額

$$= \text{課税対象額(手取り)} - 5,000 \text{ 元} - \text{速算控除額} \div (1 - \text{税率}) \times \text{税率} - \text{速算控除額}$$

年度度税額

$$= \text{課税対象額(手取り)} - 60,000 \text{ 元} - \text{速算控除額} \div (1 - \text{税率}) \times \text{税率} - \text{速算控除額}$$

①グロスアップ税率表(月度)

等級	月度個人課税所得額		税率 (%)	速算 控除額 (元)	
	元超	元以下			
1	～	2,910	3	0	
2	2,910	～ 11,010	10	210	
3	11,010	～ 21,410	20	1,410	
4	21,410	～ 28,910	25	2,660	
5	28,910	～ 42,910	30	4,410	
6	42,910	～ 59,160	35	7,160	
7	59,160	～ 0	45	15,160	

②グロスアップ税率表(年度)

等級	年度個人課税所得額		税率 (%)	速算 控除額 (元)	
	元超	元以下			
1	～	34,920	3	0	
2	34,920	～ 132,120	10	2,520	
3	132,120	～ 256,920	20	16,920	
4	256,920	～ 346,920	25	31,920	
5	346,920	～ 514,920	30	52,920	
6	514,920	～ 709,920	35	85,920	
7	709,920	～	45	181,920	

支給額別 減税額一覧 (年1回賞与)

月額額面支給額及び年に1回1ヶ月分の賞与を支給するものとして、旧制度と新制度でそれぞれ税金計算を行った。旧制度においては、賞与は年1回賞与の特例計算を適用するものとして計算。

結果として、90,000元までの月額額面支給額であれば、中国人は減税となるも、外国籍個人の場合、85,000元前後から、増税となる。

月額 支給額(元)	賞与 1ヶ月	年間 支給額(元)	旧制度	旧制度	新制度	減税額	減税率	減税額	減税率
			中国人 年間税額	外国人 年間税額	共通 年間税額	(元) 中国人	(元) 外国人		
5,000	5,000	65,000	690	222	150	-540	-78%	-72	-32%
6,000	6,000	78,000	1,920	612	540	-1,380	-72%	-72	-12%
7,000	7,000	91,000	3,150	1,590	930	-2,220	-70%	-660	-42%
8,000	8,000	104,000	4,380	2,820	1,880	-2,500	-57%	-940	-33%
9,000	9,000	117,000	6,810	4,050	3,180	-3,630	-53%	-870	-21%
10,000	10,000	130,000	9,240	6,120	4,480	-4,760	-52%	-1,640	-27%
11,000	11,000	143,000	11,670	8,550	5,780	-5,890	-50%	-2,770	-32%
12,000	12,000	156,000	14,100	10,980	7,080	-7,020	-50%	-3,900	-36%
13,000	13,000	169,000	16,830	13,410	8,380	-8,450	-50%	-5,030	-38%
14,000	14,000	182,000	19,860	15,960	9,680	-10,180	-51%	-6,280	-39%
15,000	15,000	195,000	22,890	18,990	10,980	-11,910	-52%	-8,010	-42%
16,000	16,000	208,000	25,920	22,020	12,680	-13,240	-51%	-9,340	-42%
17,000	17,000	221,000	28,950	25,050	15,280	-13,670	-47%	-9,770	-39%
18,000	18,000	234,000	31,980	28,080	17,880	-14,100	-44%	-10,200	-36%
19,000	19,000	247,000	36,235	32,335	20,480	-15,755	-43%	-11,855	-37%
20,000	20,000	260,000	39,335	35,435	23,080	-16,255	-41%	-12,355	-35%
25,000	25,000	325,000	54,835	50,935	36,080	-18,755	-34%	-14,855	-29%
30,000	30,000	390,000	70,335	66,435	50,580	-19,755	-28%	-15,855	-24%
35,000	35,000	455,000	85,835	81,935	66,830	-19,005	-22%	-15,105	-18%
40,000	40,000	520,000	102,235	97,555	85,080	-17,155	-17%	-12,475	-13%
45,000	45,000	585,000	120,735	116,055	104,580	-16,155	-13%	-11,475	-10%
50,000	50,000	650,000	139,235	134,555	124,080	-15,155	-11%	-10,475	-8%
55,000	55,000	715,000	162,785	158,105	143,580	-19,205	-12%	-14,525	-9%
60,000	60,000	780,000	182,685	177,225	166,080	-16,605	-9%	-11,145	-6%
65,000	65,000	845,000	204,685	199,225	188,830	-15,855	-8%	-10,395	-5%
70,000	70,000	910,000	226,685	221,225	211,580	-15,105	-7%	-9,645	-4%
75,000	75,000	975,000	248,685	243,225	234,330	-14,355	-6%	-8,895	-4%
80,000	80,000	1,040,000	270,685	265,225	259,080	-11,605	-4%	-6,145	-2%
85,000	85,000	1,105,000	294,485	287,465	288,330	-6,155	-2%	865	0%
90,000	90,000	1,170,000	322,485	315,465	317,580	-4,905	-2%	2,115	1%

支給額別 減税額一覧 (グロスアップ計算方式 賞与 夏季2ヶ月 冬季2ヶ月)

日本人駐在員においては、税額グロスアップ計算方針を採用する企業が多く、年に2回賞与制を採る企業が多い。その為、月額手取り額及び夏季・冬季それぞれ2ヶ月分の賞与を支給するものとして、グロスアップ計算方式にて旧制度と新制度で税金計算を行った。旧制度においては、賞与の1回は年1回賞与の特例計算を適用するものとして計算。

月額手取り額が950,000円前後から増税となる。

月 手取り額(円)	額 年 手取り額(円)	間 旧制度 年間税額	新制度 年間税額	減税額 (元)	減税額 (円)	減税率
200,000	3,200,000	25,006	12,650	-12,356	-202,558	-49.4%
250,000	4,000,000	40,463	24,850	-15,613	-255,954	-38.6%
300,000	4,800,000	57,218	37,050	-20,168	-330,618	-35.2%
350,000	5,600,000	74,494	51,307	-23,187	-380,118	-31.1%
400,000	6,400,000	93,841	67,573	-26,268	-430,623	-28.0%
450,000	7,200,000	120,237	86,914	-33,322	-546,269	-27.7%
500,000	8,000,000	140,431	107,829	-32,603	-534,473	-23.2%
550,000	8,800,000	162,192	128,743	-33,449	-548,351	-20.6%
600,000	9,600,000	185,582	150,831	-34,751	-569,696	-18.7%
650,000	10,400,000	208,972	177,108	-31,864	-522,368	-15.2%
700,000	11,200,000	232,362	203,385	-28,977	-475,041	-12.5%
750,000	12,000,000	255,752	229,662	-26,090	-427,713	-10.2%
800,000	12,800,000	289,947	258,982	-30,965	-507,629	-10.7%
850,000	13,600,000	317,532	298,909	-18,623	-305,298	-5.9%
900,000	14,400,000	345,117	338,836	-6,281	-102,967	-1.8%
950,000	15,200,000	372,702	378,764	6,061	99,364	1.6%
1,000,000	16,000,000	400,288	418,691	18,403	301,695	4.6%
1,050,000	16,800,000	433,242	458,618	25,376	416,006	5.9%
1,100,000	17,600,000	470,212	498,545	28,334	464,491	6.0%
1,150,000	18,400,000	507,181	538,473	31,292	512,976	6.2%
1,200,000	19,200,000	544,151	578,400	34,249	561,461	6.3%
1,250,000	20,000,000	581,121	618,327	37,207	609,945	6.4%
1,300,000	20,800,000	618,090	658,255	40,164	658,430	6.5%

支給額別 減税額一覧 (グロスアップ計算方式 賞与 夏季0ヶ月 冬季4ヶ月)

月額額面支給額及び年1回で4ヶ月分の賞与を支給するものとして、旧制度と新制度でそれぞれ税金計算を行った。旧制度においては、賞与は年1回賞与の特例計算を適用するものとして計算。

月額額面支給額が700,000円前後から増税となる。前頁の年2回賞与の場合と比較した場合、旧制度において年1回賞与の特例計算の適用による税額圧縮効果が高いことが要因である。

月 手取り額(円)	額 年 手取り額(円)	間 旧制度 年間税額	新制度 年間税額	減税額 (元)	減税額 (円)	減税率
200,000	3,200,000	19,181	12,650	-6,531	-107,058	-34.0%
250,000	4,000,000	40,276	24,850	-15,426	-252,889	-38.3%
300,000	4,800,000	55,526	37,050	-18,476	-302,889	-33.3%
350,000	5,600,000	70,776	51,307	-19,470	-319,173	-27.5%
400,000	6,400,000	93,513	67,573	-25,940	-425,246	-27.7%
450,000	7,200,000	109,780	86,914	-22,866	-374,848	-20.8%
500,000	8,000,000	126,047	107,829	-18,218	-298,657	-14.5%
550,000	8,800,000	144,022	128,743	-15,279	-250,476	-10.6%
600,000	9,600,000	163,774	150,831	-12,944	-212,189	-7.9%
650,000	10,400,000	183,527	177,108	-6,419	-105,229	-3.5%
700,000	11,200,000	203,279	203,385	106	1,731	0.1%
750,000	12,000,000	223,031	229,662	6,630	108,690	3.0%
800,000	12,800,000	246,404	258,982	12,578	206,200	5.1%
850,000	13,600,000	270,178	298,909	28,731	471,002	10.6%
900,000	14,400,000	293,952	338,836	44,884	735,804	15.3%
950,000	15,200,000	317,727	378,764	61,037	1,000,606	19.2%
1,000,000	16,000,000	341,501	418,691	77,190	1,265,408	22.6%
1,050,000	16,800,000	371,133	458,618	87,485	1,434,188	23.6%
1,100,000	17,600,000	405,145	498,545	93,401	1,531,157	23.1%
1,150,000	18,400,000	439,157	538,473	99,316	1,628,127	22.6%
1,200,000	19,200,000	473,169	578,400	105,231	1,725,097	22.2%
1,250,000	20,000,000	507,181	618,327	111,146	1,822,067	21.9%
1,300,000	20,800,000	541,193	658,255	117,061	1,919,036	21.6%

2018年10月の申告はどのようにすれば良いか？

2018年9月7日に財政部 税務総局による「2018年度第4四半期の個人所得税に係る控除費用及び税率の適用に関する通知」財税[2018]98号が発表され、10月以降の賃金・給与所得に係る個人所得税の申告について、下記のとおり規定されている。

1)2018年9月30日以前に支給される給与

従来の申告と変化なし

2)2018年10月1日以降に支給される給与

基礎控除及び税率表を下記のとおり変更する。

・基礎控除

5,000元

・税率表

税率						
等級	月度個人課税所得額		税率 (%)	速算 控除額 (元)		
	元超	元以下				
1	~	3,000	3	0		
2	3,000	~ 12,000	10	210		
3	12,000	~ 25,000	20	1,410		
4	25,000	~ 35,000	25	2,660		
5	35,000	~ 55,000	30	4,410		
6	55,000	~ 80,000	35	7,160		
7	80,000	~ 0	45	15,160		

ポイントは、「給与の支給日」となる。したがって、9月給与が9月末支給であれば、旧制度での申告・納税となり、10月1日以降の支給となっている場合、当通知に定められた基礎控除・税率表での申告・納税となる。後者での申告・納税の場合、税金が減少するため、月末支給となっている法人においては、従業員からは支給日を月初に変更してほしい、といった要望が届くことが想定される。

なお、申告システム上、10月の申告において、9月支給と10月支給をどのように区別するのは、当レポート作成時点で発表されていない。

年1回賞与についての特例計算

従来、年1回賞与については、国税発[2005]第9号及び国家税務総局公告[2011]第28号に基づき、年1回賞与については、特例計算が認められていた。

国税発[2005]第9号 概要

・年度一括賞与の定義

年間の業績及び従業員の年間成績について査定を行い、年に一度一括して支給される賞与

・納税額の計算

同月に支給される給与とは別に、個別の1ヶ月の賃金・給与所得として申告・納税を行う。

1) 年度一括賞与を12ヶ月で按分し、計算結果にもとづき、税率・速算控除を確定させる。

2) 納税額 = 年度一括賞与 × 1)で確定した税率 - 1)で確定した速算控除

・一納税年度において、1回のみ適用可能

・年度一括賞与以外のその他賞与については、給与と合算して納税する。

国家税務総局公告[2011]第28号 概要

・税金を会社負担とする場合の税込課税所得の計算方法

1) 手取り年度一括賞与を12ヶ月で按分し、計算結果にもとづき、税率・速算控除を確定させる。

2) 課税所得 = (手取り年度一括賞与 - 1)で確定した速算控除) ÷ (1 - 1)で確定した税率)

3) 課税所得を12ヶ月で按分し、計算結果にもとづき、税率・速算控除を確定させる。

4) 納税額 = 課税所得 × 3)で確定した税率 - 3)で確定した速算控除

上記のとおり、総額に対して12等分した金額に対して、税率算定が出来るため、特例計算を使用せず、給与に合算した通常計算と比較すれば、必ず減税となる。従来、複数回の賞与支給となっている現地法人においては、年間で最も高額となる賞与の際に、特例計算を行うというのが通常取扱となっていた。

しかし、上記第9号において「個別の1ヶ月の賃金・給与所得として扱う」という前提であったが、今回の改定により、従来の月単位の計算から年度単位の計算に変更になったため、この特例計算も存続するかどうか不透明な状況といえる。

弊社より、年1回賞与の特例計算について、上海市税務局に確認したところ、「10月1日以降、12月31日までに支給される場合、今回発表された税率表をもって適用する。2019年以降に支給される場合、根拠規定が廃止されない限り、継続使用できる」との回答を得た。

ただし、中国においては、賞与は旧正月前に支給されている事例が多く、具体的には、2017年度の賞与として、2018年の1月ないし2月に支給し、年1回賞与についての特例計算を適用していると考えられる。この場合、仮に2018年度の賞与として2018年末に賞与を支給しても、すでに2018年1月ないし2月に特例計算を適用しているため、年1回賞与についての特例計算は適用できない点に留意する。

特例計算の存続については、明確にはなっていないが、前述のとおり、高額所得の場合を除き、減税効果が生まれているため、存続の可能性は低いと考えられる。賞与の取扱については「予納」の関連規定の中で明確になることが期待される。

2019年1月から、扶養控除、教育控除は月次で処理するのか？年度確定申告で処理するのか？

個人所得税法 第6条に課税所得から控除できる「追加控除項目」として、「子女教育費」「継続教育費」「高額医療費」「住宅ローン利息又は住宅賃料」「高齢者扶養支出」が明記されている。

一方、第11条に「居住者個人が源泉徴収義務者に特別・追加控除情報を提出する場合、源泉徴収義務者は毎月の税金予納時には規定通りに控除しなければならず、拒否することはできない。」との規定がある。

現時点で、毎月の「予納」方法について、発表されていないため、具体的な取扱は未定であるが、11条の規定からは、毎月控除することも想定されている、と考えられる。

「予納」方法の関連規定の発表を待ち、情報収集を行い、追加控除項目の具体的な要件を確認し、従業員から必要な情報を提供してもらうように準備することが求められる。

いきなり全世界所得課税になってしまうのか？

従来は、中国国内と国外から所得する所得の申告・納税(全世界所得課税)については、外国籍個人については、満一年居住することが要件となっていた。(旧法第1条)これが、「183日以上」に変更された。(第1条)条文だけから解釈すれば、183日以上、中国に滞在すれば、全世界所得課税を余儀なくされることとなる。

この全世界所得課税については、従来は個人所得税法実施条例及び財税[1995]98号にて、「満1年」を定義した上で、「満1年」の連続居住が5年以下の場合は、中国国内源泉所得のみの申告が認められてきた。(【資料3】満5年居住の事例 p26)

個人所得税法実施条例

個人所得税法実施条例 [國務院令第142号]

- 第3条 税法第1条第一項でいう国内に満一年居住するとは、1納税年度中に中国国内に365日居住することを指す。一時的に出国する場合は、その日数は差し引かない。前項でいう一時的な出国とは、1納税年度中における1回30日を越えないものまたは複数回の累計が90日を超えない出国を指す。
- 第6条 中国国内に住所を有しないが1年以上5年以下居住する個人は、その者の中国国外を源泉とする所得については、主管税務機関の許可を受けた上で、中国国内の公司、企業及びその他の経済組織または個人が支払う部分についてのみ個人所得税を納税することができる。5年を超えて居住する個人は、6年目からその者の中国国外を源泉とする全所得について個人所得税を納付しなければならない。
- 第7条 中国国内に住所を有しないが1納税年度中に中国国内で連続してまたは累計して90日を超えずに居住する個人は、その者の中国国内を源泉とする所得について、国外の雇用主が支払うもので且つ当該雇用主の中国国内における機構・場所が負担するものではない部分について、個人所得税の納付を免除する。
- 第46条 税法及び本条例でいう納税年度は、太陽暦1月1日から12月31日までとする。

財政部 国家税務総局通知 (財税[1995]98号) 「中国で住所を有しない個人が中国滞在満5年問題をどのように計算するか」

1. 5年期限の具体的計算

「中国国内居住満5年の個人」とは中国国内に連続居住満5年の個人を指す。
即ち、連続5年間の各納税年度、それぞれ満一年居住している個人を指す。

2. 中国居住満5年以後の納税義務の確定

中国国内居住満5年後の個人は、第6年度から始まる以後の各年度中

国内居住満一年の場合には国内及び国外にて得られた所得を申告しなければならない。

国内居住満一年でない場合には、国内にて得られた所得を申告しなければならない。

第6年度以後の納税年度内において、中国国内居住が90日未満となった場合には、(中華人民共和国個人所得税法)第7条の規定に基づいて納税義務が生じる。又、再度、中国居住満一年度から、5年期限を新しく計算する。

上記規定は従来の「満1年」という基準に基づく規定となっているため、今後発表されるであろう実施条例についても、改定されることになる。その改定において、上記1年以上5年以下の居住における中国国外源泉所得の納税の免除規定が残らなければ、「183日以上」を超えた段階から、全世界所得課税となってしまう。

誤解されているケースがあるが、「駐在員が日本本社から日本国内で支払われる給与」(日本払い給与)の取扱である。日本払い給与を中国で申告することをもって、全世界所得課税と誤解されていることがあるが、「日本払い給与」は中国での勤務に起因して取得するものであるため、中国「国内」源泉所得とされる。したがって、「日本払い給与」を申告することは全世界所得課税ではない。

全世界所得課税で申告が必要な中国「国外」源泉所得とは、具体的には、国外財産に関する不動産所得・資産譲渡所得・配当所得等が想定されるが、細かなものでは銀行口座の利子等も該当するため、外国籍個人にとって、中国「国外」源泉所得がない場合は非常に限定的であるといえる。したがって、全世界所得課税が要求される場合に、中国「国外」源泉所得を無しとして申告することは、税務的にはリスクが生じることとなる。

さらに駐在員の多くは個人所得税の申告に際して、グロスアップ方式(手取り支給額から税金を逆算計算し、税金は会社負担)にて対応している。納税の対象となる税金は会社が支給する給与のみに起因するからこそ、税金を会社負担としているが、全世界所得課税となり、個人資産に関連して生じた中国「国外」源泉所得に起因する税金負担はどうするのかといった問題も生じることが予想される。

その意味で、全世界所得課税が要求されるか否かは大きな影響があり、関連規定の発表が待たれるところである。

手取り契約社員の取り扱い

現地法人と中国人社員との労働契約において、「手取り契約」(手取り支給額を確定させ、税金及び社会保険の個人負担分は会社負担)としているケースが多いところ、今回の改定により、変更を検討する機会となると思われる。

理由として、今回の改定により、個人所得税は減税になるケースが多いと思われるが、「手取り契約」の場合、そのメリットは、会社が負担している税金及び社会保険の減少という形で現れることになり、中国人社員には影響しないこととなる。

しかし、このような税制改定があった場合、中国人社員からは、「コストが下がった分を反映してほしい」との要望が届く可能性が高く、対応によっては、中国人社員の不満が生じることになる。

さらに、教育費・住宅賃料・高額医療費等の追加控除項目が今後発生し、税額が減少する場合も想定され、都度の対応が求められることとなる。

従来より、「手取り契約」については、人件費総額がわかりづらいという側面もあり、この機会に「額面契約」(額面支給額を確定させ、税金及び社会保険の個人負担分は個人負担)への切り替えを検討すべきである。「額面契約」へ変更することで、人件費総額が明確になる一方、中国人社員においても、税率表の改定による減税及び追加控除項目の発生による減税のメリットを享受できることになり、双方に納得感のある対応になるものと思われる。

「手取り契約」から「額面契約」に変更するとすれば、2018年10月-12月が良いタイミングとなる。

183日の定義 入国日と出国日の取り扱い

今回の改定により、納税者の基準として、従来の「満一年」という基準に代え、「183日」という基準が導入されているが、具体的にどのように考えるのか。

個人所得税 第1条

中国国内に住所を有するか、又は住所を有せず一納税年度内において中国国内に累計183日以上居住する個人は居住者個人という。(中略)

納税年度は公歴1月1日から12月31日までである。

暦年単位で日数カウントを行う。

国税発[2004]第97号 概要

・納税義務を判定する中国国内の滞在日数の計算

実際の滞在日数をもって計算する。入国、出国、1日で入出国あるいは複数出入りした場合は、実際の滞在日数を1日とする。

入国日と出国日が別の日であれば、それぞれ1日としてカウントし、1日で入国・出国した場合は1日としてカウントする。

会社が源泉徴収によって納付する個人所得税の2%が手数料として支払われる?! 誰に? 増値税の対象に?

個人所得税法 第17条に「源泉徴収義務者に対し、源泉徴収した税金の2%を手数料として支払う。」という規定がある。旧個人所得税法 第11条にも同様の規定があり、今回の改定ではない。ただし、従来から誤解を生んでいるケースもあるため、今回取り上げることとする。

その誤解とは、この法人に支払われる手数料を「実際に納税手続きをしている財務担当に支払われるものである。」という解釈である。新規で設立した現地法人ではなく、進出後10年以上経過している現地法人、かつ財務担当がずっと同一人物で対応されているような状況に多い。この場合、手数料が税務局から支払われた後、財務担当に同額が支払われていることがある。

この手数料は、あくまでも、源泉徴収義務者である現地法人に対して支払われるものであり、財務担当個人に支払われるものではない。そのため、財務担当への支払い義務はない。

以前の取扱いでは、この手数料は現地法人に支払われた際、「銀行預金/その他未払金 元」と会計処理が行われ、収入計上は求められていなかった。一方で、当該金額を払い出ししない場合、負債勘定に計上されたままであったため、払い出しを行い、負債勘定を消しこんでいたケースが多い。

しかし、現在では、「銀行預金/営業外収入 元」と会計処理が行われ、収入計上され、企業所得税の課税対象となっている。さらには、今後は増値税の課税対象となることも予想されている。そのため、依然、財務担当に支払われているようなケースは、対応を再考すべきと考える。

日本に滞在する家族の教育控除・扶養控除は認められるか？

個人所得税法 第6条に規定される追加控除項目として規定された「子女教育費」「高齢者扶養支出」について、駐在員の申告において、日本に滞在する家族の教育控除・扶養控除の適用を考えてみる。

教育費控除

具体的な要件として予想されるのが、

「中国国内において支払われ、かつ、適正な発票を取得していること」

という要件である。

中国においては、近年における「反腐敗運動」において、不正な収入の捕捉を強化している。その一環として脱税行為につながりやすい行為について、支払側に適正な発票の取得により控除というメリットを与え、受取側に発票の発行による収入の捕捉をさせることは十分考えられる。

そのため、「国内支払い」「発票取得」という要件が付けられる可能性は高いものと考えられる。

扶養控除

昨今は、単身赴任で中国に赴任する駐在員も多く、扶養関係をどのように証明するのか注目される。未だ詳細が明らかになっていないが、下記 - の対応となる事が予想される。

身分証で管理・把握できる中国人のみが対象。

外国人の扶養者については、中国滞在(ビザ取得者)のみ扶養認定。

外国人の中国外居住扶養者については、戸籍謄本など証明書により扶養認定。

外国人の中国外居住扶養者については、自己申請により扶養認定し、サンプル調査が実施される。

確定申告義務者は個人？事業主？ 年度途中に入社した従業員の確定申告

これまで、中国の個人所得税は月単位で納税額を確定し、年間所得12万元以上の納税人のみ、確定申告が義務付けられていた。この制度が2019年より暦年単位で個人所得税額を計算する方式に変更される事となり、全従業員に確定申告が義務付けられる。この場合、確定申告を行うのは毎月源泉徴収を行っている事業主となるのか？あるいは各個人となるのか？

これまでの延長で考えれば、各従業員の確定申告を行うのは、毎月源泉徴収・申告・納税を行っている事業者になると思われる。その場合、年度の途中に入社した従業員の確定申告はどのように行う事になるのか？少なくとも、転職前の職場での源泉徴収票を取得して転職後の職場で、年度確定申告に利用する事になるだろう。仮に転職後の職場で、年度確定申告の際に、転職前の職場に提出した、控除発票も添付しなければならない場合、相当の混乱が予想される。

また中途入社社員の、前職での退職の仕方によっては、速やかに源泉徴収票が発行されない可能性もあり、また企業が発行する源泉徴収票が必ずしも真実ではない可能性もある。

中国の企業における、増値税の申告環境においては、売主買主双方の納税人情報が発票に記載され、申告企業と紐付けが行われている。これらのシステムを勘案すると、個人所得税においても、住宅家賃や子女教育費などの控除対象発票発行の際に、身分証などの情報を記載し、個人単位で申告画面上に名寄せされた、控除対象発票情報を確認する事で、個人、企業の事務負担を増加させない、電子化された申告システムとなる事が望まれる。

税と社会保険の一体徴収 外注単価が上がるかも？

今回の個人所得税の改定とは直接関係しないが、社会保険は2019年1月1日から、税務局が徴収することとなっている。この影響を予想してみる。

税務局が個人所得税と社会保険の一体徴収をすることで、個人所得税の申告と社会保険の申告において、給与の一致が求められることになる。従来、企業にとっては、社会保険コストを減少させたいという思惑と従業員にとっては、手取りを増やしたいという思惑から、社会保険の申告において、残業代・賞与等を含めていないという対応が中国内資企業において散見される。

税務局が徴収主体となり、このような調整が露見することが想定されるため、2019年以降、今までそのような調整を行っていた企業においては、社会保険を含めたコストが増加することになる。

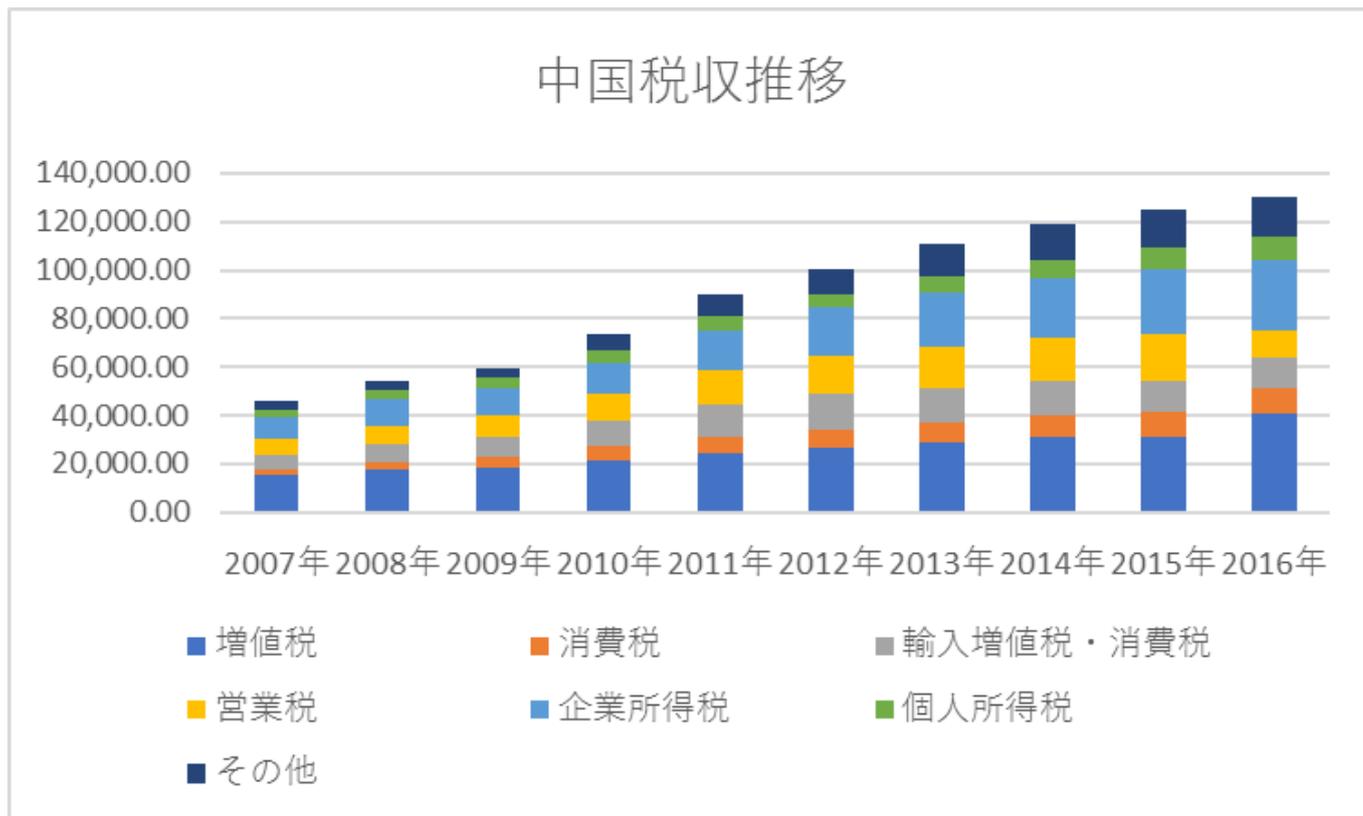
このように考えれば、外注先の企業がコスト分を取引価格に上乗せしてくることは予想され、自社の調達単価が上昇することも予測しておく必要があるものと思われる。

〔国税地税征管体制改革方案〕

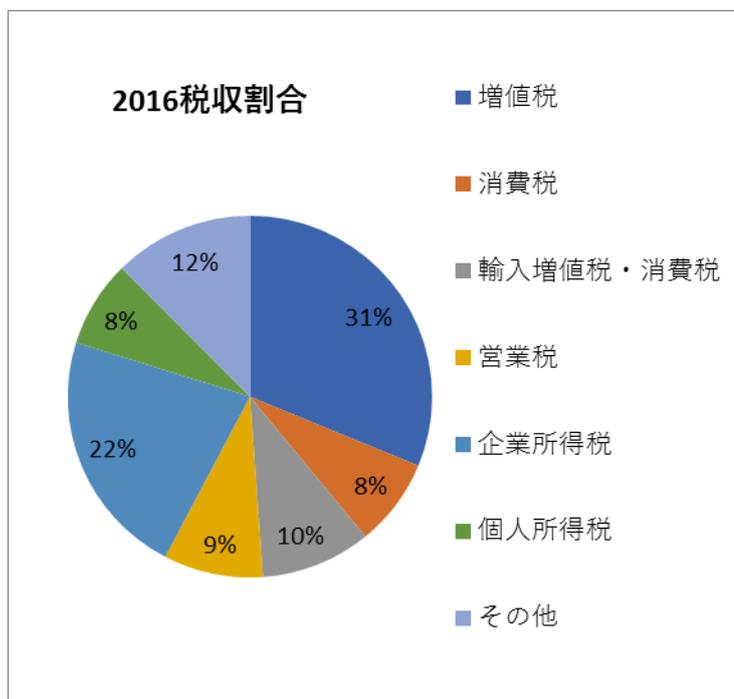
http://www.gov.cn/xinwen/2018-07/20/content_5308075.htm

中国の財政は大丈夫なの？ 個人所得税税収、割合、所得の捕捉

中国のここ10年間の税収推移及び2017年の税収割合は下記のとおり。



中国統計年鑑(2008～2017年版より 単位:億元)



中国統計年鑑(2017年版より)

この10年間に於いて、税収総額は3倍超となっている。個人所得税も2007年3,185.58億元から2016年10,088.98億元と3.16倍に伸びている。一方で、2016年の税収割合では約8%にとどまるため、今回の改定により減税効果が働き、個人所得税の税収が減少したとしても税収総額に与える影響は軽微だといえる。

一方で、現在の申告システムにおいては、中国人は身分証番号、外国人はパスポート番号にてデータ管理されており、名寄せが可能である。そのため、複数箇所から収入がある場合などの捕捉は容易である上、上述したように控除するために発票の発行を強制することで収入の捕捉は強化されることになると思われる。

子女教育費控除できる発票発行でサービス業は商売繁盛？ 経理は大変に！

子女教育費控除できる発票の名目がどのような内容であれば、控除が認められるかも注目される。厳格な運用がされると考えれば、認可された幼稚園、学校に限定される可能性が高い。しかし、これでは子供の家庭教師、習い事などは依然、サービス受益者が発票の発行を求める事はなくサービス提供者の所得補足が進まない結果を招く事となる。仮に、所得の補足、税収の拡大を目的に幅広い事業者に、子女教育費控除ができる発票の発行名目を認可する事になれば、子女教育費控除できる発票発行事業者と、できない事業者では、サービス受益者から控除できる発票事業者が選択される要素となり得る。

この為、サービス提供者は、子女教育費控除できる発票名目の取得がビジネスチャンスになる可能性がある。

一方、幅広い範囲で、子女教育費控除ができる発票発行が認められた場合、毎月、各従業員から散発的に発票の提出がなされ、個人所得税申告において控除処理を行う事は、経理業務の増加と混乱を招く。改定個人所得税法、第11条では「居住者個人が源泉徴収義務者に特別・追加控除情報を提出する場合、源泉徴収義務者は毎月の税金予納時には規定通りに控除しなければならず、拒否することはできない。」との規定があるが、実質的には年間課税所得に対し、課税がなされる新制度においては、毎月控除を行う場合と年に1回まとめて控除を行う場合では、納税額に差異はなく、従業員の同意を得た上で、運用上、年に1回まとめて控除する社内ルールを作る事は、経理業務の負担軽減に寄与する。

しかし、企業所得税の予定納税、確定申告などの現場において、中国税務局は還付を極端に嫌がる傾向にあり企業所得税計算上、還付が発生した場合でも、税務局が「還付はせず、翌年度以降に発生した税金から差し引きます。」と強行に主張するケースが多い。こうした税務局の体質を考えると、このような年に1回まとめて控除額を計算し、還付が発生する運用は嫌がられ、企業所得税同様、「翌年度の個人所得税から差し引きます。」という対応をされる可能性がある。

子女教育費名目の発票発行について厳格な運用(認可された幼稚園・学校のみ可)がなされるのか？ 緩和的な運用(幅広いサービス事業者に発行が認められる)がなされるのか？ 中国の長期的な課題は少子高齢化社会でありこのままでは、日本と同様、若年労働世代が高齢者の社会保険を負担する実質的な賦課方式では、いずれ財政が破綻する。この為、中国では一人っ子政策を廃止し、第二子の出生を許可したが、出生数は政府の目標に届いておらず、いずれ第三子以降の出生も許可、実質管理しないという制度に移行すると見られている。そもそも、若年夫婦にとっては、自身の4人の父母と子供を支える事が経済的な負担となっており、第二子を出産する事が躊躇われている。これを緩和する為に追加控除項目として、子女教育費・継続教育費・高齢者扶養支出等が認められる事となったと考えると、子女教育費名目の発票発行については、緩和的な運用がなされるのではないかと予測される。

【資料1】**最新:個人所得税法(2018年第七回改定公布)****中華人民共和國個人所得稅法
中華人民共和國主席令
第九號**

(全國人民代表大會常務委員會 中華人民共和國個人所得稅法 改定の決定について)は中華人民共和國第十三期全國人民代表大會常務委員會第五回會議にて2018年8月31日に審議通過した。ここに公布し、2019年1月1日より施行する。

中華人民共和國主席 習近平
2018年8月31日

中華人民共和國個人所得稅法 (全文)

(1980年9月10日第五期全國人民代表大會第3回會議において審議通過。1993年10月31日第八期全國人民代表大會常務委員會第4回會議において「『中華人民共和國個人所得稅法』の改定の決定」にて初回改定。1999年8月30日第九期全國人民代表大會常務委員會第11回會議において「『中華人民共和國個人所得稅法』の改定に決定」にて第2回改定。2005年10月27日第十期全國人民代表大會常務委員會第十八回會議において「『中華人民共和國個人所得稅法』の改定の決定」にて第3回改定。2007年6月29日第十期全國人民代表大會常務委員會第二十八回會議において「『中華人民共和國個人所得稅法』の改定の決定」にて第4回修正。2007年12月29日第十期全國人民代表大會常務委員會第31回會議において「『中華人民共和國個人所得稅法』の改定の決定」にて第5回改定。2011年6月30日第十一期全國人民代表大會常務委員會第21回會議において「『中華人民共和國個人所得稅法』の改定の決定」にて第6回改定。2018年8月31日第十三期全國人民代表大會常務委員會第5回會議において「『中華人民共和國個人所得稅法』の改定の決定」にて第7回改定。

第一條

中國國內において住所を有する、又は住所を有しないが一納稅年度内において中國國內に累計183日以上居住する個人は居住者個人という。居住者個人が中國國內及び国外より取得した所得は本法に基づき個人所得稅を納付する。

中國國內において住所を有せず且つ居住しない、又は住所を有せず且つ一納稅年度内において中國國內に滞在する日数が累計183日未滿の個人は非居住者個人という。非居住者個人が中國國內より取得した所得は本法に基づき個人所得稅を納付する。

納稅年度は公曆1月1日から12月31日までである。

第二條

下記の各個人所得は、個人所得稅を納付しなければならない。

- (一) 賃金・給与所得
- (二) 勞務報酬所得
- (三) 原稿料報酬所得

(四) ライセンス使用料所得

(五) 経営所得(財税注解:個人の企業事業単位に対する請負・借受事業所得及び自営業者所得を含む)

(六) 受取利息・配当金・特別配当金所得

(七) 資産賃貸所得

(八) 資産譲渡所得

(九) 一時所得

居住者個人が上記(一)～(四)の所得(以下「総合所得」という)を取得した場合、一納税年度を単位とし個人所得税を計算する。非居住者個人が上記(一)～(四)の所得を取得した場合は、月又は回数を単位として個人所得税を計算する。納税者が上記(五)～(九)の所得を取得した場合は本法に基づき個別に個人所得税を計算する。

第三条

個人所得税の税率

(一) 総合所得は3%～45%の超過累進税率を適用する(税率表は末尾に添付)

(二) 経営所得は5%～35%の超過累進税率を適用する(税率表は末尾に添付)

(三) 受取利息・配当金・特別配当金所得、資産賃貸所得、資産譲渡所得及び一時所得は比例税率を適用し、その税率は20%である。

第四条

下記の各個人所得は個人所得税を免除する。

(一) 省級人民政府・国務院部委及び中国人民解放軍以上の単位・及び外国組織、国際組織より支給された科学・教育・技術・文化・衛生・体育・環境保護等方面の賞金

(二) 国債及び国家が発行した金融債券利息

(三) 国家の一律規定に基づき支給した手当・補助金

(四) 福利費・弔慰金・援助金

(五) 保険賠償金

(六) 軍人の転職金・復員金・退役金

(七) 国家の一律規定に基づき幹部・職員に支給した支度金・退職金・基本養老金又は定年金・定年補助金

(八) 関連法律の規定に基づき免税すべきである各国の駐中国大使館・領事館の外交代表・領事館官僚及びその他の者の所得

(九) 中国政府が参加した国際公約、締結した協議において規定された免税所得

(十) 国務院が規定するその他免税所得

上記(十)の免税規定は国務院より全国人民代表大会常務委員会へ届出される。

第五条

以下の状況のいずれか一つに該当する場合、個人所得税を減額することが可能である。具体的な範囲と期限は省・自治区・直轄市の人民政府の規定により、同等の人民代表大会常務委員会への届出が必要である。

一、身体障害者・子女のない高齢者・烈士遺族の所得

二、自然災害により重大な損失を受けた場合

国務院は他の減税を規定することが可能であるが、全国人民代表大会常務委員会への届出が必要である。

第六条

課税所得の計算

- (一) 居住者個人の総合所得は、一納税年度の収入額から6万円の基礎控除及び特別控除項目・追加控除項目と法により確定したその他の控除を減算した残高を課税所得とする。
- (二) 非居住者個人の賃金・給与所得は、毎月の収入額から5,000円の費用を控除した残高を課税所得とする。労務報酬所得・原稿料報酬所得・ライセンス使用料所得は毎回の収入額を課税所得とする。
- (三) 経営所得は、一納税年度の収入額から原価・費用及び損失を控除した後の残高を課税所得とする。
- (四) 資産賃貸所得は、毎回の収入が4,000円未満の場合、費用800円を控除する。4,000円以上の場合、費用として20%を減額した後の残高を課税所得とする。
- (五) 資産譲渡所得は、資産譲渡による収入額より資産取得価額と合理的な費用を控除した後の残高を課税所得とする。
- (六) 受取利息・配当金・特別配当金所得、一時所得及びその他の所得は、毎回の収入額を課税所得とする。労務報酬所得、原稿料報酬所得、ライセンス使用料所得は費用として20%を減額した後の残高を課税所得とする。うち、原稿料報酬は課税所得の70%で計算する。

個人の所得を教育・貧困援助・危機救済等の公益慈善事業に寄付する場合、寄付額のうち課税所得の30%を超えない部分を課税所得から控除することができる。国務院による公益慈善事業寄付に対する全額控除の規定がある場合はその規定に従う。

本条第一款第一項に規定された特別控除には居住納税人の国家规定範囲及び基準により納付した基本養老保険・基本医療保険・失業保険等の社会保険費と住宅積立金等を含む。追加控除項目は子女教育費・継続教育費・高額医療費・住宅ローン利息又は住宅賃料・高齢者扶養支出等を含む。具体的な範囲・基準及び実施順位は国務院が確定し、全国人民代表大会常務委員会に届出する。

第七条

居住者個人が中国国外で取得した所得について、その課税額から国外で納付した個人所得税額を控除することができる。但し、控除額は当該納税者の中国国外所得に係る本法規定に基づいて計算した課税額を超えてはならない。

第八条

以下の状況のいずれか一つに該当する場合、税務機関は合理的な方法により納税調整する権利を持つ。

- (一) 個人とその関連者との業務が独立取引原則に合致しないことにより、本人又はその関連者の課税額が減少され、且つ正当な理由がない場合。
- (二) 居住者個人が制御する、又は居住者個人と居住者企業が共に制御する税金実質負担率が明らかに低い国(地域)で設立した企業で、合理的経営実態がなく、居住者個人に帰属する利益を分配しない、又は分配を減少した場合。
- (三) 個人がその他の合理的な商業目的を有さず、不当な税収利益を取得する場合。

税務機関が前款の規定により納税調整を行い、税金を追加徴収する場合、当該税金の徴収のほか、法に基づく利息を加算しなければならない。

第九条

個人所得税は所得者を納税義務者とし、所得を支払う単位又は個人を源泉徴収義務者とする。

中国の国民身分証明書番号を有する納税人は、中国の国民身分証明書番号を納税者の納税人識別番号とし、中国の国民身分証明書番号を有しない納税人は、税務機関よりその納税人識別番号が与えられる。源泉徴収義務者の税金源泉徴収時には、納税人は源泉徴収義務者に納税人識別番号を提供しなければならない。

第十条

次の各号のいずれかに該当する場合、納税人は法律に従い納税申告を行わなければならない。

- (一) 総合所得を取得して確定申告をする場合
- (二) 課税所得を取得したが源泉徴収義務者が無い場合
- (三) 課税所得を取得したが源泉徴収義務者が税金を納付しない場合
- (四) 国外より所得を取得した場合
- (五) 国外へ移居する為、中国戸籍を抹消する場合
- (六) 非居住者個人が中国国内にて二カ所以上より賃金・給与所得を取得した場合
- (七) 国務院が規定するその他状況

源泉徴収義務者は国家規定に基き全員の全額を申告しなければならず、且つ納税人に個人所得及び納付済み等の情報を提出しなければならない。

第十一条

居住者個人が取得した総合所得について、年度ごとに個人所得税を計算しなければならない。源泉徴収義務者が存在する場合、源泉徴収義務者が毎月、又は毎回ごとに税金を予納し、確定申告を行う場合、所得取得の翌年の3月1日から6月30日までの間に確定申告を行わなければならない。予納弁法は国務院税務主管部門が制定する。

居住者個人が源泉徴収義務者に特別・追加控除情報を提出する場合、源泉徴収義務者は毎月の税金予納時には規定通りに控除しなければならず、拒否することはできない。

非居住者個人が取得した賃金・給与所得、労務報酬所得、原稿料報酬所得及びライセンス使用費所得について、源泉徴収義務者が存在する場合、源泉徴収義務者が毎月又は毎回ごとに税金を納付し、確定申告は行わない。

第十二条

納税人が取得した経営所得については年度ごとに個人所得税を計算する。納税人は毎月又は四半期終了後15日以内に税務局へ納税申告表を提出し税金を予納し、取得した翌年の3月31日までに確定申告を行う。

納税人が取得した受取利息・配当金・特別利益配当、資産賃貸所得、資産譲渡所得及び一時所得について、源泉徴収義務者が存在する場合、源泉徴収義務者が毎月又は毎回ごとに税金を納付する。

第十三条

納税人が取得した課税所得について、源泉徴収義務者が存在しない場合、取得した翌月の15日までに税務機関へ納税申告表を提出し税金を納付しなければならない。

源泉徴収義務者が納税人の税金を納付しない場合、納税人が取得した翌年の6月30日までに税金を納付しなければならず、税務局が納税期限を通知した場合、期限内に税金を納付しなければならない。

居住者個人が取得した国外所得について、取得した翌年の3月1日から6月30日の間に税金を申告納付しなければならない。

非居住者個人が中国国内にて二カ所以上より賃金・給与所得を取得した場合、取得した翌月の15日までに申告納付しなければならない。

納税人が国外へ移民する為、中国国籍を抹消した場合、中国国籍を抹消する前に税金清算をしなければならない。

第十四条

源泉徴収義務者は毎月又は毎回の源泉徴収した税金を翌月の15日までに国庫に納入し、個人所得税申告書を税務機関へ提出しなければならない。

納税人が確定申告を行い税金の還付を受ける場合、又は源泉徴収義務者が納税人の為に確定申告を行い税金の還付を受ける場合は、税務機関の審査後、国庫管理の関連規定に従い税金還付手続きが行われる。

第十五条

公安・人民銀行・金融監督管理等の関連部門は税務機関に協力し、納税人の身分や金融口座情報などを確認しなければならない。教育・衛生・医療保障・人民政府・人力資源社会保障局

・住宅都市農村建設・公安・人民銀行・金融監督管理等の関連部門は、税務機関に納税人の子女教育・継続教育・医療・住宅ローン利息・住宅賃料・両親介護等の特別税金免除に関する情報を提供しなければならない。

個人が不動産を譲渡した場合、税務機関は不動産登録などの関連情報に基づき納付すべき個人所得税を検証しなければならない。登録機関が移転登録を行う場合は当該不動産譲渡に関する個人所得税の納税証明を検証しなければならない。また、個人が株式譲渡による変更登録を行う場合に市場の登録機関は、当該株式取引に関連する個人所得税の納税証明を検証しなければならない。

関連部門は納税人及び源泉徴収義務者の当該法律への遵守についての情報を信用情報システムに入力し、協力して激励または懲戒を実施する。

第十六条

各所得の計算は人民元を単位とする。所得が人民元以外の通貨である場合、人民元為替レートの仲値で換算した人民元に基づき計算した税金を納付する。

第十七条

源泉徴収義務者に対し、源泉徴収した税金の2%を手数料として支払う。

第十八条

預金利息に関する個人所得税の徴収開始・削減・停止等の具体的な弁法は、国務院により決定し、全国人民代表大会常務委員会に届出する。

第十九条

納税人・源泉徴収義務者・税務機関及び従業員が本法の規定に違反した場合、「中華人民共和国税収徴収管理法」及び関連法律法規に従い責任を追及する。

第二十条

個人所得税の徴収管理は、本法及び「中華人民共和国税収管理法」の規定に従い実行する。

第二十一条

国務院は本法に基づいて実施条例を制定する。

第二十二條

本法は公布日より施行する。

個人所得税税率表一(総合所得適用)

等級	年度個人課税所得額	税率(%)	速算控除額(元)
1	36,000元以下	3	0
2	36,000元超 144,000元以下	10	2,520
3	144,000元超 300,000元以下	20	16,920
4	300,000元超 420,000元以下	25	31,920
5	420,000元超 660,000元以下	30	52,920
6	660,000元超 960,000元以下	35	85,920
7	960,000元超	45	181,920

(注1:本表の年度個人課税所得額は本法第六条の規定に基づき、居住者個人が取得した一納税年度の総合所得より基礎控除額6万元・特別控除・追加控除及びその他の控除等を控除した残額である)

(注2:非居住者が賃金・給与、労務報酬所得、原稿報酬所得、ライセンス使用費を取得した場合、上記の個人所得税税率表に従い月割で換算し納税額を計算する)

個人所得税税率表二(経営所得適用)

等級	年度個人課税所得額	税率(%)	速算控除数(元)
1	30,000元以下	5	0
2	30,000元超 90,000元以下	10	1,500
3	90,000元超 300,000元以下	20	10,500
4	300,000元超 500,000元以下	30	40,500
5	500,000元超	35	65,500

(注:当表で表示した年度個人課税所得額とは、本法第六条の規定に基づき、一納税年度の収入総額より原価・費用及び損失を控除した後の残高である)

【資料2】

財政部 税務総局による「2018年度第4四半期の個人所得税に係る控除費用及び税率の適用に関する通知」

財税[2018]98号

各省、自治区、直轄市、計画単列市財政庁(局)、国家税務総局各省、自治区、直轄市、計画単列市税務局、新疆生産建設兵団財政局:

第十三期全国人民代表大会常務委員会第5回会議において審議通過された「全国人民代表大会常務委員会による『中華人民共和国個人所得税法』の改定の決定」に基づき、2018年度第4四半期において、納税者が適用する個人所得税の控除費用及び税率に関する問題を下記の通りに通知する。

一、賃金・給与所得に適用する控除費用及び税率

納税者が2018年10月1日(含む)以降実際に取得する賃金・給与所得に対し、控除費用は統一に5000元/月に従って執行し、かつ本通知に添付される個人所得税税率一に基づいて要納税額を計算する。納税者が2018年9月30日(含む)以前実際に取得する賃金・給与所得に対し、控除費用は税法が改定される前の規定に基づいて執行する。

二、個人事業主、個人独資企業及び共同経営企業の自然人出資者、企業事業団体の下請け・レンタル経営者の生産経営所得の税金計算方法に関する問題

(一) 個人事業主、個人独資企業及び共同経営企業の自然人出資者、企業事業団体の下請け・レンタル経営者が2018年度の第4四半期に取得する生産経営所得に対し、控除費用は5000元/月に従って執行し、第1～第3四半期の控除費用は3500元/月に従って執行する。

(二) 個人事業主、個人独資企業及び共同経営企業の自然人出資者、企業事業団体・下請け・レンタル経営者が2018年度に取得した生産経営所得に対して、年度課税所得額によりそれぞれ第1～第3四半期と第4四半期の要納税額を計算する。そのうち、第1～第3四半期の要納税額は税法改定される前に定められた税率及び第1～第3四半期の実際に経営した月度分の比重に従って計算し、第4四半期の要納税額は本通知に添付される個人所得税税率表二(以下、「税法改定後に定められた税率」と称する)及び第4四半期の実際に経営した月度分の比重に従って計算する。具体的な計算方法は下記の通り。

1. 月度(四半期)の予納税金の計算

当期の要納税額 = 累計要納税額 - 累計納付済み税額

累計要納税額 = 10月1日以前の要納税額 + 10月1日以降の要納税額

10月1日以前の要納税額 = (累計課税所得税額 × 税法改定前に定められた税率 - 税率改定前に定められた速算控除数) × 10月1日以前の実際経営した月度分 ÷ 累計の実際経営した月度分

10月1日以降の要納税額 = (累計課税所得税額 × 税法改定後に定められた税率 - 税率改定後に定められた速算控除数) × 10月1日以降の実際経営した月度分 ÷ 累計の実際経営した月度分

2. 年度確定申告税額の計算

確定申告時に追納または還付すべき税額 = 年度要納税額 - 累計納付済み税額

年度要納税額 = 第1～第3四半期の要納税額 + 第4四半期の要納税額

第1～第3四半期の要納税額 = (年度個人課税所得額 × 税法改定前に定められた税率 - 税法改定前に定められた速算控除数) × 第1～第3四半期の実際経営した月度分 ÷ 年度実際経営した月度分

第4四半期の要納税額 = (年度個人課税所得額 × 税法改定後に定められた税率 - 税法改定後に定められた速算控除数) × 第4四半期の実際経営した月度分 ÷ 年度実際経営した月度分

三、「財政部 国家税務総局による個人事業主 個人独資企業及び共同経営企業の自然人出資者に係る個人所得税費用の控除基準の通知」(財税[2011]62号は2018年10月1日より廃止となる。

添付資料:1.個人所得税税率表一(賃金・給与所得適用)

2.個人所得税税率表二(個人事業主の生産、経営所得及び企業、事業団体の下請け経営、レンタル経営所得適用)

財政部 税務総局

2018年9月7日

【資料3】満5年居住の事例

【1】中華人民共和国個人所得税法

第1条

中国国内に住所を有するか、または住所を有せず国内に満一年居住する個人が、中国国内及び国外で取得した所得について、本法の定めに基づき個人所得税を納めるものとする。(以下略)

【2】個人所得税法实施条例 [国务院令第142号]

第3条

税法第1条第一項でいう国内に満一年居住するとは、1納税年度中に中国国内に365日居住することを指す。一時的に出国する場合は、その日数は差し引かない。前項でいう一時的な出国とは、1納税年度中における1回30日を超えないものまたは複数回の累計が90日を超えない出国を指す。

第6条

中国国内に住所を有しないが1年以上5年以下居住する個人は、その者の中国国外を源泉とする所得については、主管税務機関の許可を受けた上で、中国国内の会社、企業及びその他の経済組織または個人が支払う部分についてのみ個人所得税を納税する事ができる。5年を超えて居住する個人は、6年目からその者の中国国外を源泉とする全所得について個人所得税を納付しなければならない。

【3】財政部 国家税務総局通知 (財税[1995]98号) 「中国で住所を有しない個人が中国滞在満5年問題をどのように計算するか」

1. 5年期限の具体的計算

「中国国内居住満5年の個人」とは中国国内に連続居住満5年の個人を指す。即ち、連続5年間の各納税年度それぞれ満一年居住している個人を指す。

2. 中国居住満5年以後の納税義務の確定

中国国内居住満5年後の個人は、第6年度から始まる以後の各年度中

国内居住満一年の場合には国内及び国外にて得られた所得を申告しなければならない。

国内居住満一年でない場合には、国内にて得られた所得を申告しなければならない。

第6年度以後の納税年度内において、中国国内居住が90日未満となった場合には、《中華人民共和国個人所得税法》第7条の規定に基づいて納税義務が生じる。又、再度、中国居住満一年度から、5年期限を新しく計算する。

【満5年超となる事例】

年度	備考	5年期限	国内源泉所得	国外源泉所得
2010	2010/6/1より赴任。183日超だが満一年居住を満たさない。	対象外	申告	対象外
2011	満一年居住	第1年目	申告	対象外
2012	満一年居住	第2年目	申告	対象外
2013	満一年居住	第3年目	申告	対象外
2014	<u>連続 30日超 又は 累計 90日超 海外へ出国</u>	<u>リセット</u>	申告	対象外
2015	満一年居住	<u>第1年目</u>	申告	対象外
2016	満一年居住	第2年目	申告	対象外
2017	満一年居住	第3年目	申告	対象外
2018	満一年居住	第4年目	申告	対象外
2019	満一年居住	第5年目	申告	対象外
2020	満一年居住	第6年目	申告	<u>申告</u>
2021	<u>連続 30日超 又は 累計 90日超 海外へ出国</u>	第7年目	申告	対象外
2022	満一年居住	第8年目	申告	<u>申告</u>
2023	<u>中国国内居住 90日未満</u>	<u>リセット</u>	申告	対象外
2024	満一年居住	<u>第1年目</u>	申告	対象外

【お問い合わせ先一覧】

NAC 名南会計事務所

法定会計監査、国際財務報告基準(IFRS)関連業務、財務デューデリジェンス、内部監査、連結決算業務、等

上海:	上海納克名南会計事務所 上海市黄浦区茂名南路205号瑞金大厦1303	86-21-5450-1020
広州:	広州納克名南会計事務所有限公司 広東省広州市天河区天河北路233号 中信広場3505室	86-20-3877-345
深圳:	深セン納克名南会計事務所 広東省深圳市南山区桃園路北側田厦国際中心A座502室A	86-755-8629-506

NAC 名南コンサルティング

月次決算監査、会計記帳代行、人事労務コンサルティング、法人設立・進出支援、国内・国際税務、企業再編支援、等

北京:	北京納克名南企業管理諮詢有限公司 北京市朝陽区東三環北路3号 幸福大厦B座602室	86-10-6460-4566
大連:	北京納克名南企業管理諮詢有限公司 大連分公司 遼寧省大連市中山区人民路9号 大連国際酒店511室	86-411-8281-506
青島:	北京納克名南企業管理諮詢有限公司 青島分公司 山東省青島市市南区香港中路76号 頤中皇冠假日酒店写字楼604号	86-532-8573-6950
上海:	上海納克名南企業管理諮詢有限公司 上海市黄浦区茂名南路205号 瑞金大厦1307	86-21-5466-9595
蘇州:	上海納克名南企業管理諮詢有限公司 蘇州分公司 江蘇省蘇州市高新区獅山路88号 金河国際中心1107A号室	86-512-6875-9015
常州:	上海納克名南企業管理諮詢有限公司 常州事務所 江蘇省常州市武進区延政中路2号 常州世貿中心大厦B座2209号	86-519-8109-5002
寧波:	名南(寧波)投資諮詢有限公司 浙江省寧波市海曙区靈橋路777号 中国人寿大厦1823室	86-574-8764-8531
武漢:	上海納克名南企業管理諮詢有限公司 武漢分公司 湖北省武漢市江漢区建設大道568号 新世界国貿大厦 座4718号	86-27-8571-4766
深圳:	深圳納克名南諮詢有限公司 広東省深圳市南山区桃園路北側田厦国際中心A座501室	86-755-8629-501
広州:	深圳納克名南諮詢有限公司 広州分公司 広東省広州市天河区天河北路233号 中信広場3506室	86-20-3877-3776
東莞:	深圳納克名南諮詢有限公司 東莞分公司 広東省東莞市南城区元美路 華凱広場A座1216室	86-769-2285-8331

日本:最寄りの相談対応事務所

**中国アジア進出支援ネットワーク**

中国・アジアにおける税務・会計・労務・法務のプロフェッショナルが
日本全国の会計事務所とネットワークを組み、進出に関するリスクやトラブルを
軽減し、中国進出企業の事業成功を力強くサポートいたします。

